

はじめに

国連は、1948年（昭和23年）の国連総会において、「世界人権宣言」を採択し、その後、様々な人権保障の実現のための取組を推進してきました。また、世界中ですべての人の人権が保障されるためには、人権教育の充実が不可欠であるとし、1995年（平成7年）から「人権教育のための国連10年」を実施してきました。さらに、2005年（平成17年）からは、国連10年を引き継ぎ、人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」の実施に取り組んでいます。現在、この「世界計画」は、初等中等教育に焦点をあてた第1フェーズを終了し、高等教育における人権教育及び教員、公務員等の人権研修に焦点をあてた第2フェーズ〔2010-2014〕に取り組んでいるところです。

わが国においても、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年にはこの法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これらを踏まえ、文部科学省に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」が設置され、平成20年3月には、学校における人権教育推進のための理論的指針や実践的事例を盛り込んだ「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が公表されました。さらに、平成21年10月には、各教育委員会や学校における人権教育の取組状況等の調査結果をまとめた「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が公表されています。

和歌山県教育委員会では、このような国内外の人権教育を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、さらに積極的な人権教育の推進に努めているところです。

平成19年度より、「人権教育学習プラン」プロモート委員会を開催し、毎年、プロモート校の取組の成果等を掲載した資料集（『人権教育学習プラン-実践事例集-』）を刊行してきました。

本実践事例集には、平成22年度のプロモート校6校の指導計画改善・充実の取組の経緯、「人権教育学習プラン」（全体計画・年間指導計画）及び「人権教育学習プログラム」（人権教育学習単元）を掲載しています。各学校においては、これまで刊行してきた資料集と併せて活用され、人権教育の推進に取り組まれることを期待しています。

最後に、本実践事例集の発刊にあたり、ご協力いただきました関係者各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

和歌山県教育庁生涯学習局

生涯学習課長 東 中 啓 吉



CONTENTS

- 1 — はじめに
- 3 — 活用にあたって
-
- 11 — **小学校における指導計画例及び学習単元例**
- 12 — ●強く正しく明るく感動いっぱいの松原小 美浜町立松原小学校
- 29 — ●やさしさ いっぱい なかまとともに 田二っ子 田辺市立田辺第二小学校
- 43 — ●子どもが主人公の学校づくり 新宮市立王子小学校
- 61 — **中学校における指導計画例及び学習単元例**
- 62 — ●自分も他の人も大切にできる生徒の育成をめざして 和歌山市立東中学校
- 77 — ●地域と共に学ぶ人権教育 九度山町立九度山中学校
- 97 — **高等学校における指導計画例及び学習単元例**
- 98 — ●自分のよさ再発見—他人も自分も大切にする心を育む— 和歌山県立南部高等学校龍神分校
-
- 107 — **参考資料**
- 108 — 和歌山県人権教育基本方針
- 110 — 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】
- 111 — 「人権教育を通じて育てたい資質・能力」【参考】





活用にあたって

1 「人権教育学習プラン」プロモート委員会の開催

県教育委員会では、各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実の取組をより一層推進するため、平成19年度より毎年、人権教育の実践に意欲的に取り組む学校の教頭（副校長を含む）及び人権教育担当教員に委員を委嘱し、「人権教育学習プラン」プロモート委員会を開催しています。本委員会では、プロモート校が「人権教育学習プラン（人権教育の全体計画、年間指導計画）」の作成及び改善・充実に取り組んだ成果や課題を交流することで、それぞれの学校の実践の充実に資するとともに、その取組の成果を県内に普及することを目的としています。プロモート校の取組の成果等については、毎年、資料集としてまとめ、県内すべての学校に配付しています。

平成19年度、20年度には、全体計画、年間指導計画の作成・充実の取組の詳細を掲載した資料集「人権教育学習プランー実践事例集」、 「人権教育学習プランー実践事例集ーその2」を刊行しました。

その後、各学校において人権教育の改善・充実の取組として「効果的な教材の選定・開発」や「指導方法の工夫・改善」への関心が高まる中、プロモート委員会の取組の重点をより具体的な学習教材・単元開発等に移行し、平成21年度には、その成果等を掲載した資料集「人権教育学習プランー実践事例集ーその3」を刊行しました。

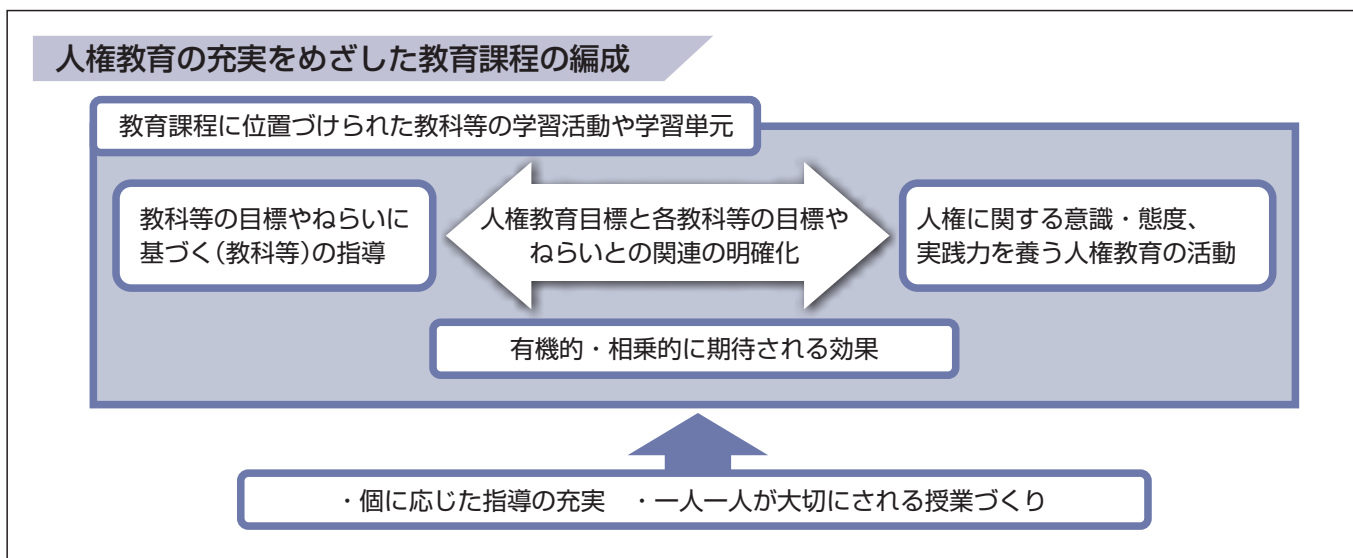


2

人権教育の指導方法等の改善・充実

(1) 人権教育の充実をめざした教育課程の編成

学校において人権教育を展開する際には、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切です。その際、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にしたうえで、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。



(2) 「全体計画」「年間指導計画」の改善・充実

「全体計画」は、当該学校における人権教育の推進の根幹となるものであり、「年間指導計画」は当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための、大切な指針となるものです。これらの作成及び改善・充実にあたっては、全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な取組としてすすめていく必要があります。

全体計画充実のための留意点

- ① 児童生徒の実態や課題を明確にする。
- ② 児童生徒の実態や課題、保護者や地域の願いに即した人権教育の目標を設定する。
- ③ 各教科等における取組と人権教育の目標との関連を整理する。
- ④ 家庭や地域、関係機関等との協力や連携について整理する。

年間指導計画充実のための留意点

- ① 全体計画に位置づけた目標等を踏まえたものにする。
(人権教育の取組と、全体計画に示した人権教育目標等との関連が明確になるよう工夫する)
- ② 目標の具現化につながる各教科等の学習単元を位置づける。
- ③ 各教科等における取組の人権教育としての目標を明確にする。
- ④ 教科等を横断した学習単元を開発する。

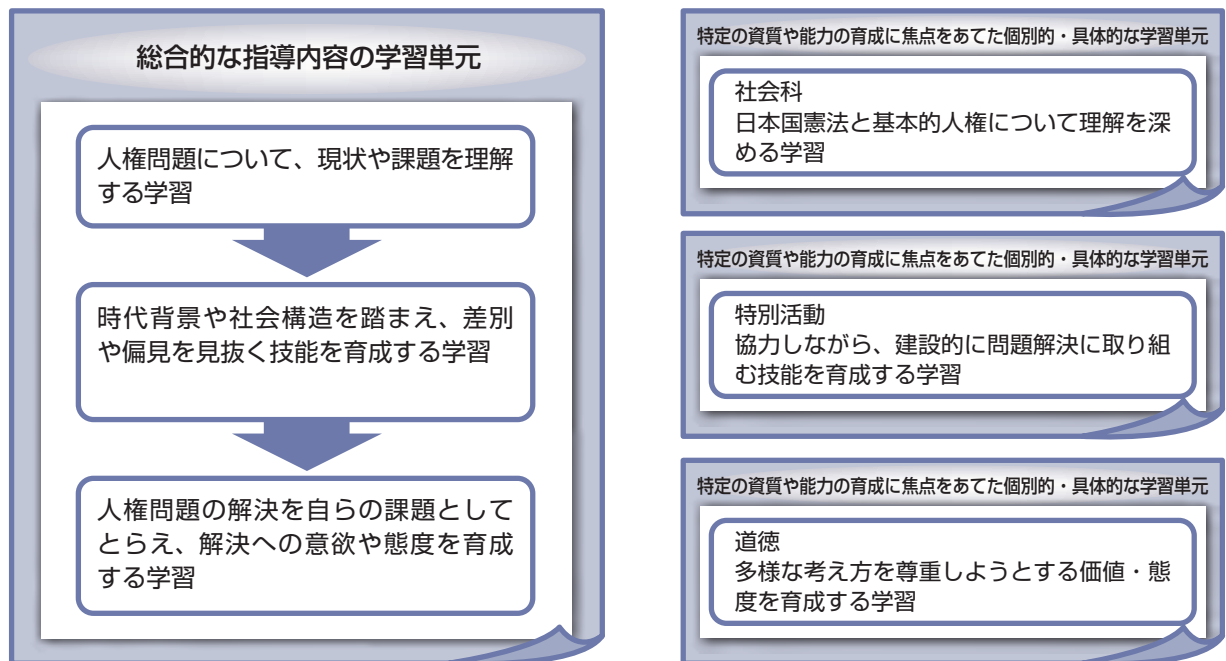
(3) 人権教育の指導内容の構成及び指導方法について

学校において、人権教育の指導の改善・充実という課題に直接的・具体的にかかわるのが、人権教育の指導内容及び指導方法の問題です。

ア 指導内容の構成

児童生徒に、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成するためには、人権にかかわる資質や能力を総合的に身につけさせる必要があります。これらの指導を効果的に行うためには、総合的な内容構成の学習単元や、特定の資質や能力の育成に焦点をあてた個別的、具体的な内容構成の学習単元などを、有効に年間指導計画に位置づける必要があります。

指導内容の構成（例）



イ 効果的な学習教材の選定・開発

人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う必要があります。

ウ 指導方法の在り方

知的理解を深めるための指導を行う際には、人権についての知識を単に一方的に教え込んだりするだけでは十分でなく、児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められます。さらに、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては言葉で説明して教えるというような指導方法で育てることは到底できません。児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちと共に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することをとおしてはじめて身につくといえます。

人権教育の指導方法の基本原則

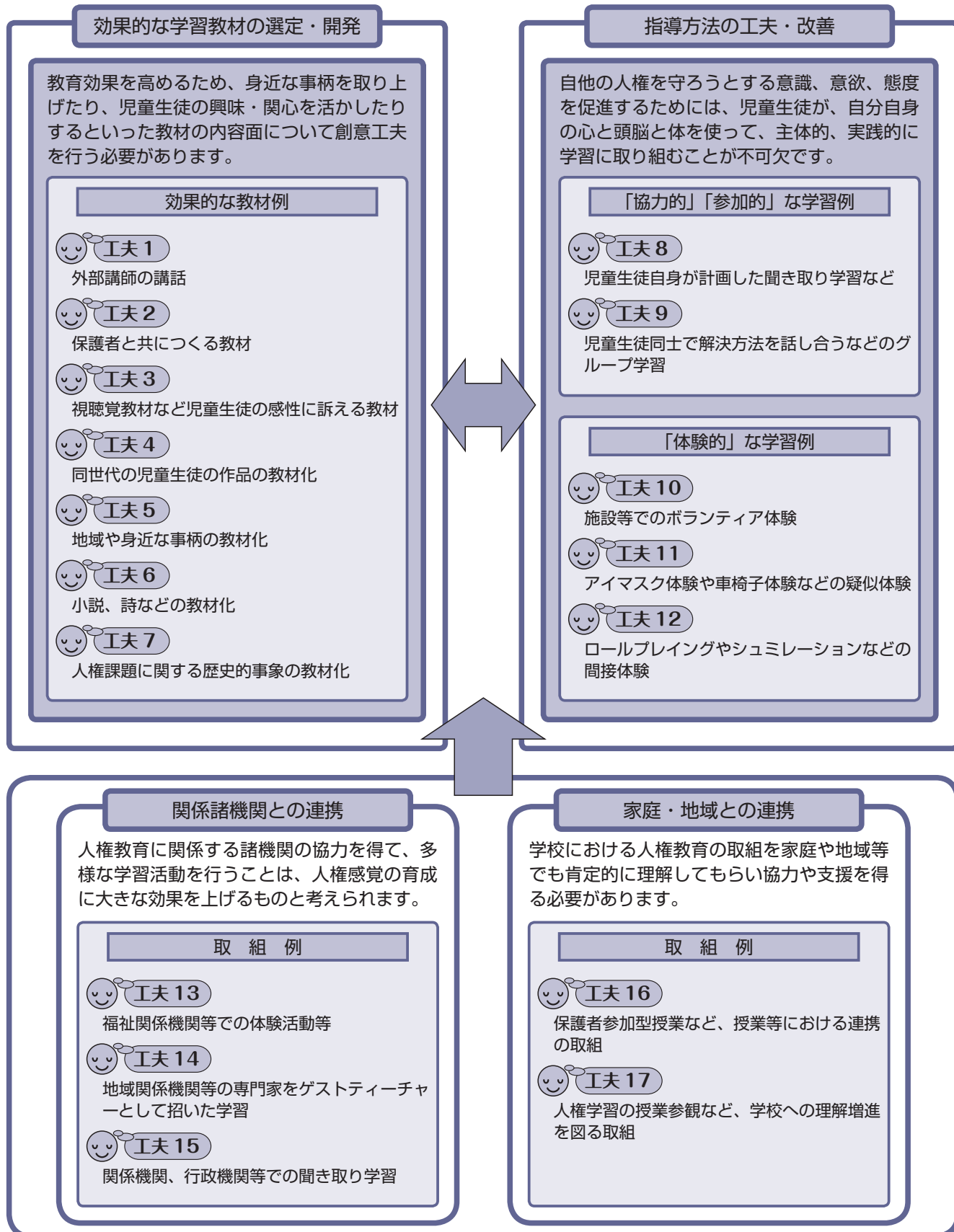
① 『協力的な学習』

② 『参加的な学習』

③ 『体験的な学習』









Ⅰ 多様な創意・工夫の視点

人権教育の学習の効果を高めるためには、指導内容の構成や教材の選定・開発、指導方法等に創意工夫を行う必要があります。以下に多様な創意工夫の視点等を例示します。学校における人権教育の改善・充実に向けた取組の参考にして下さい。



オ プロモート校が開発した学習単元例

今年度は、6校のプロモート校が、人権教育の指導内容の構成や教材の選定・開発、指導方法等について研究をすすめ、学習単元の開発に取り組みました。プロモート校が開発した学習単元について、単元名、テーマ（個別の人権課題等）、工夫したポイント（多様な創意工夫の視点との関連）を以下の表にまとめています。

単元名（学校名）	テーマ等	工夫したポイント	掲載頁
「保護者と共に福祉体験～考えよう私たちにできること～」 （美浜町立松原小学校）	障害者の人権	 工夫 1-14 関係機関の専門家による講話  工夫 4 同世代の児童生徒の作品の教材化  工夫 9 話し合いなどのグループ学習  工夫 11 アイマスクの疑似体験  工夫 16 保護者参加型授業	P20 } P26
「言いにくい言葉は…」 （田辺市立田辺第二小学校）	コミュニケーション	 工夫 5 身近な事柄の教材化  工夫 9 話し合いなどのグループ学習  工夫 12 シミュレーションの活用	P37 } P40
「インターネットと人権」 （新宮市立王子小学校）	子どもの人権 （インターネット）	 工夫 2 保護者と共につくる教材  工夫 3 視聴覚教材等の活用  工夫 5 身近な事柄の教材化  工夫 9 話し合いなどのグループ学習  工夫 16 保護者参加型授業	P51 } P57
「ハンセン病を知っていますか」 （和歌山市立東中学校）	ハンセン病患者等 の人権	 工夫 1-14 関係機関の専門家による講話  工夫 3 視聴覚教材等の活用  工夫 7 歴史的事象の教材化  工夫 9 話し合いなどのグループ学習	P67 } P74
「人権文化が花開く社会の実現をめざして」 （九度山町立九度山中学校）	同和問題/ 様々な人権問題	 工夫 5 地域の教材化  工夫 8-15 生徒自身が計画した、地域の行政機関等での聞き取り学習  工夫 9 話し合いなどのグループ学習	P82 } P93
「自分自身を認めよう！」 （県立南部高等学校龍神分校）	自己尊重の感情/ コミュニケーション	 工夫 4 同世代の生徒の作品の教材化  工夫 5-10-13 地域の福祉関係機関でのボランティア活動  工夫 8 生徒自身が計画した学習  工夫 9 話し合いなどのグループ学習	P101 } P104

(4) 人権尊重の視点に立った学校づくり

人権教育を推進するうえで、教育の場である学校が、人権が尊重され、安心してすごせる場でなければなりません。学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりをすすめていく必要があります。

本書には、プロモート校で取り組まれている、人権尊重の視点に立った学校づくりについて「特色ある取組」として紹介しています。

3 本書の内容

平成22年度は、小学校3校、中学校2校、高等学校1校の計6校のプロモート校がそれぞれの学校の指導計画の作成及び改善・充実、学習単元の開発に取り組みました。

本書は、今年度の6校のプロモート校の取組の経緯と成果物及び今後の課題等を詳細に掲載しています。県内のすべての学校において本書が活用され、人権教育の指導計画の改善・充実を図ることで、それぞれの学校の人権教育の取組がより一層推進されることを期待しています。

